

社会福祉法人矢巾親和会

役員、評議員の報酬に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人矢巾親和会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等、評議員の報酬及び費用の弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、非常勤の理事及び監事をいう。

(報 酬)

第3条 役員等がその職務のため、理事長が招集したる理事会、監査会、研修会、会議等に出席したときは、報酬として、日額 5,000円を支給する。

2 評議員がその職務のため、理事長が招集したる評議員会、研修会、会議等に出席したときは、報酬として、日額 5,000円を支給する。

3 「やはば保育園」及び「ふどうこども園」の行事等に招待された場合等は、報酬は支給しない。

(費用の弁償)

第4条 役員等、評議員、がその職務のため、会議、研修会等により、矢巾町外に出張したときは、別に定める本会の旅費規程に基づき、旅費（交通費）を支給する。

(報酬等の支給)

第5条 報酬等は通貨をもって支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除するべき場合は控除して支給する。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。